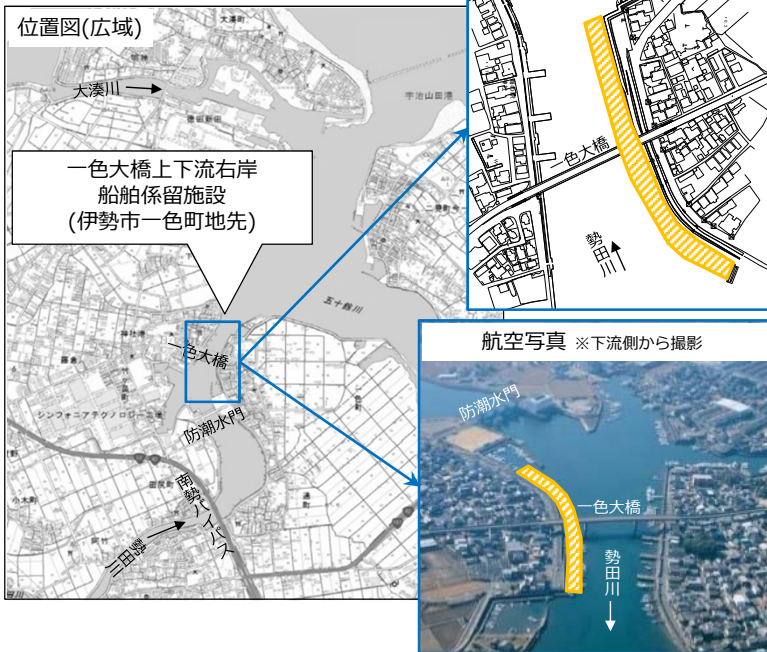


# 係留施設の管理者を募集します

現在、勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港（以下「勢田川等」）には河川法・港湾法の占用許可を受けないまま係留されている船舶（以下「不法係留船」）が多数存在し、津波や高潮により護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、河川・港湾施設等の損傷等が懸念されています。

このような現状を改善するため、勢田川等における不法係留船を収容し、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、河川法・港湾法に基づき係留施設を占用する者（管理者）を募集します。

## 対象箇所



## 施設概要等

### (1)本施設の概要

- ①施設名 一色大橋上下流右岸船舶係留施設
- ②所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ③水域面積 約3,600㎡
- ④収容能力 約60隻

### (2)占用の期間

占用許可を受けた日から1年以内  
(以降、原則更新不可)

### (3)占用料

上記、水域面積のうち、占用面積に応じた占用料(1㎡あたり105円)を三重県河川流水占用料等徴収条例に基づき三重県に納入することになる。

## 応募資格 募集条件

別紙1 のとおり

## 応募方法

別紙2 (応募申込書) 及び 別紙3 (応募書類) に必要事項を記載の上、下記申し込み先に持参又は郵送すること。

## 受付期間

別紙2 別紙3 (応募申込書・応募書類) の受付期間

令和元年6月5日～令和元年6月25日【令和元年6月25日(火) 必着】

## 注意事項

申込書の提出者が複数の場合は、応募書類に基づき別途定める選定手続きを行います。正式な管理者となるには、応募資格及び募集条件を満たす他に

- ・勢田川等水面利用対策協議会において認められることが必要です。
- ・河川法、港湾法に基づく占用許可を受けることが必要です。

## お問い合わせ 申し込み先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川占用調整課

〒514-8502 津市広明町297 TEL 059-229-2218 FAX 059-229-2231

三重県 伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課

〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL 0596-27-5202 FAX 0596-27-5256